

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 3 2 号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部
を改正する条例

(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第11項第2号又は」を「同条第11項第2号若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第8条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満

3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第14条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止等)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第30条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第32条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「のうちの」を「（以下「看護師等」という。）を」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術

を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。) 又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項後段の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条第3項中「保健師、看護師又は准看護師のうちの」を「看護師等を」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項後段の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第39条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改

める。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師のうち」を「看護師等を」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項後段の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第51条第3項中「保健師、看護師又は准看護師のうち」を「看護師等を」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項後段の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第52条中「、同条第4号中「次号」とあるのは「第52条において準用

する第31条第5号」と」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第10項を次のように改める。

10 前2項の規定を適用するときは、保育士（第32条第3項若しくは第4項、第48条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、同項の規定の適用がないものとした場合の第32条第2項又は第48条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「並びに」を「（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）及び保育従事者（」に改め、「保育従事者」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「の規定」の次に「（満3歳以上満

4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に係る部分に限る。) 」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第32条第2項、第35条第2項、第48条第2項及び第51条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の条例第32条第2項、第35条第2項、第48条第2項及び第51条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例第14条の改正規定は、令和8年1月25日から施行する。